

大田市駅前周辺東側土地区画整理事業

保留地等抽選販売に関する要領

(令和7年12月25日制定)

大田市建設部土地区画整理課

保留地及び普通財産（以下「保留地等」という。）の販売にあたり大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理事業保留地処分規則（以下「規則」という。）に基づき抽選を実施します。

保留地等の販売価格、抽選参加申込みの受付期間及び場所、抽選の日時及び場所等詳しい内容は、抽選期日の14日前までに公告します。

(1) 申込み資格

次の各号に該当する方は、抽選に参加できません。

- ① 未成年者
- ② 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ③ 大田市税の滞納がある者
- ④ 抽選に参加しようとする他の者の行為又は抽選の公正な執行を妨げた者
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と認められる者

(2) 参加申込み

- ・ 抽選に参加しようとする方は、抽選参加申込書に次の書類を添えて提出ください。なお、提出書類は、発行日から3か月以内の原本とします。
 - ① 身分証明書（本籍地市区町村が発行する成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないことを証明する書類）
 - ② 住民票（法人にあっては、登記事項証明書）
- ・ 複数の保留地等の取得を希望する方は、希望する保留地等ごとに抽選参加申込書を提出してください。

(3) 抽選の方法

- ・ 抽選は、保留地等ごとに順番に公開で行い、各保留地等について当選者1名及び優先順位を付した補欠者を決定します。
- ・ 抽選参加者が代理人により抽選に参加するときは、抽選前に委任状を提出ください。
- ・ 抽選日には、申込者本人又は代理人であることを確認できる写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。
- ・ 指定日時（抽選申込み期限）までに、第1希望の抽選申込者が1人の保留地等は、その者を当選者として決定します。
- ・ 抽選は、全ての保留地等について、第1希望として提出された抽選参加申込書を対象に行い、第1希望の抽選が終了した後、当選者とならなかった抽選参加申込書を対象として、第2希望以降の抽選を行います。
- ・ 補欠者は、当該保留地等に係る当選者が次のいずれかに該当したときは、優先順位に従い繰り上げ、当選者として決定します。
 - ✓ 規則第18条の規定による契約を締結しないとき。
 - ✓ 規則第19条の規定により売却決定が取り消されたとき。
 - ✓ 規則第25条の規定により売買契約が解除されたとき。

(4) 売却決定通知書の交付等

- ・ 当選者には、後日、売却決定通知書を交付します。
- ・ 当該通知書の交付を受けた日から10日以内に契約保証金（売却価格の100分の10以上）を納付し売買契約を締結しなければなりません。
- ・ 売買契約は、抽選参加申込者以外の者が売買契約の相手方となることはできません。